

仕 様 書

1 品 名

二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機

2 品質規格その他

(1) 参考品番

- ・紀本電子工業(株) . . . SAP-700
- ・東亜ディーケーケー(株) . . . GFS-327C
- ・(株)堀場製作所 . . . APMS-3721SD

※標準付属品（架台、取扱説明書、捕集ろ紙、記録紙及び保守用治具など）を含む。

※同等品も可。参考品以外で入札に参加する場合は、2026年（令和8年）8月27日（木）までに、同等承認申請書（様式2）及び仕様書が確認できるカタログ等を次の担当者へ持参し、承認を得ること。承認を得ていない場合は、入札に参加できない。

担当者：経済環境局環境部環境保全課 傍田

電 話：（084）928－1072

(2) 同等条件

- ・環境大気常時監視マニュアル第6版（平成22年3月 環境省水・大気環境局）によること。
 - ・測定対象 . . . 大気中の二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質濃度
 - ・測定原理 . . . 二酸化硫黄：紫外線蛍光方式（JIS B7952）
浮遊粒子状物質：ベータ線吸収方式（JIS B7954）
 - ・測定レンジ . . . 自動レンジ切り替えで各レンジテレメータ対応
 - ・記録計 . . . ハイブリッド型
- ※デジタルテレメータに対応した機器であること。

(3) テレメータへの接続について

- ・テレメータ子局と測定機器の通信仕様は、「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様（環境省 2015-3-20 改訂 V1.0.1）」に対応すること。
- ・テレメータ子局と既存測定機器はデジタル接続とする。なお、デジタル接続に必要な LAN ケーブルは受注者において準備すること。
- ・測定機器は、既存の大気環境常時監視テレメータシステムへ、測定局の出力装置から通信可能な状態とすること。データ通信に不具合が発生した場合は、本市のテレメータ保守業者の調査に協力すること。
- ・テレメータ子局側の不具合については、本市がテレメータ保守業者と別途締結している保守契約で対応するものとする。
- ・据付及び動作確認終了後に、テレメータ保守業者と調整し、テレメータ接続作業を行うこと。接続に必要な IP アドレス等の設定情報は、テレメータ保守業者が指定する内容を設定すること。

(4) その他

- ・検収後 1 年間を無償保証期間とすること。
- ・検収後 1 年間、当該機器を運用するにあたり、観測に影響を及ぼす異常値の検出や機器に異常等が生じた場合は、すみやかに原因の究明を行い、修理等の対応を行うこと。修理等では対応ができない場合は、機器を正常なものに交換すること。
- ・納入時に設置・調整を行い、据付動作確認後に引き渡すこと。
- ・既存の機器については、納入業者が責任を持って引き取ること。
- ・標準ガス調整装置、ガス配管、減圧弁を含む。ただし、標準ガス及びボンベ架台は既存設備を使用すること。
- ・仕様書に明示のない事項であっても、運用上当然必要とされるものはこれを含む。
- ・疑義が生じた場合、担当者（環境保全課 傍田：TEL:084-928-1072）と協議すること。

3 数 量

1 式

4 納品場所・納品方法

納品場所：松永小学校測定局

福山市松永町六丁目 7 番 1 1－8 号

納品方法：搬入・設置・調整・既存品処分

5 納入期限

2027 年（令和 9 年）3 月 31 日（水）

※搬入日時の詳細については、環境保全課と協議すること。